

大江町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

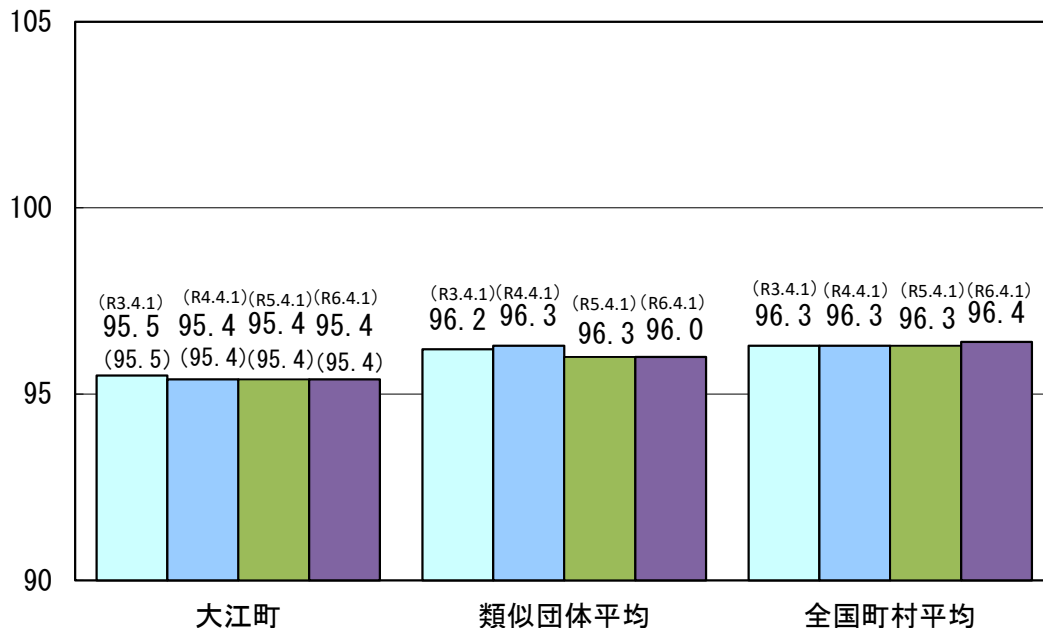
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 7,284	千円 7,147,879	千円 209,653	千円 948,714	% 13.3	% 15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 98	千円 324,572	千円 50,552	千円 151,759	千円 526,883	千円 5,376	千円 5,540

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当負担金を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直し実施状況について

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容

（給料表の改定実施時期） 平成 27 年 4 月 1 日

（内容） 一般行政職の給料表について、国及び県の見直し内容を踏まえ、若年層においては最大 2.3% の引き上げ、高齢層については最大 2.1% の引下げとなっている。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大江町	42.3 歳	317,600 円	367,200 円	340,550 円
山形県	43.7 歳	331,100 円	404,400 円	357,100 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.0 歳	303,305 円	349,559 円	327,177 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大江町	53.0歳	9人	304,800 円	315,489 円	316,450 円	—	—	—	—
うち調理員(学校給食員)	51.5歳	5人	300,300 円	304,420 円	304,900 円	調理師	45.9歳	228,800 円	1.33
うち自動車運転手兼業務員	55.0歳	4人	310,300 円	329,200 円	330,738 円	自家用乗用車運転者	61.2歳	240,600 円	1.37
山形県	53.8歳	422人	332,100 円	369,700 円	348,400 円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.0歳	3人	282,400 円	304,568 円	293,301 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大江町	—	—	—
うち調理員(学校給食員)	4,999,540 円	3,080,100 円	1.62
うち自動車運転手兼業務員	5,373,900 円	3,282,200 円	1.64

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		大江町	山形県	国
一般行政職	大 学 卒	199,100 円	199,100 円	196,200 円
	高 校 卒	168,300 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	163,700 円	164,000 円
	中 学 卒	155,300 円	151,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

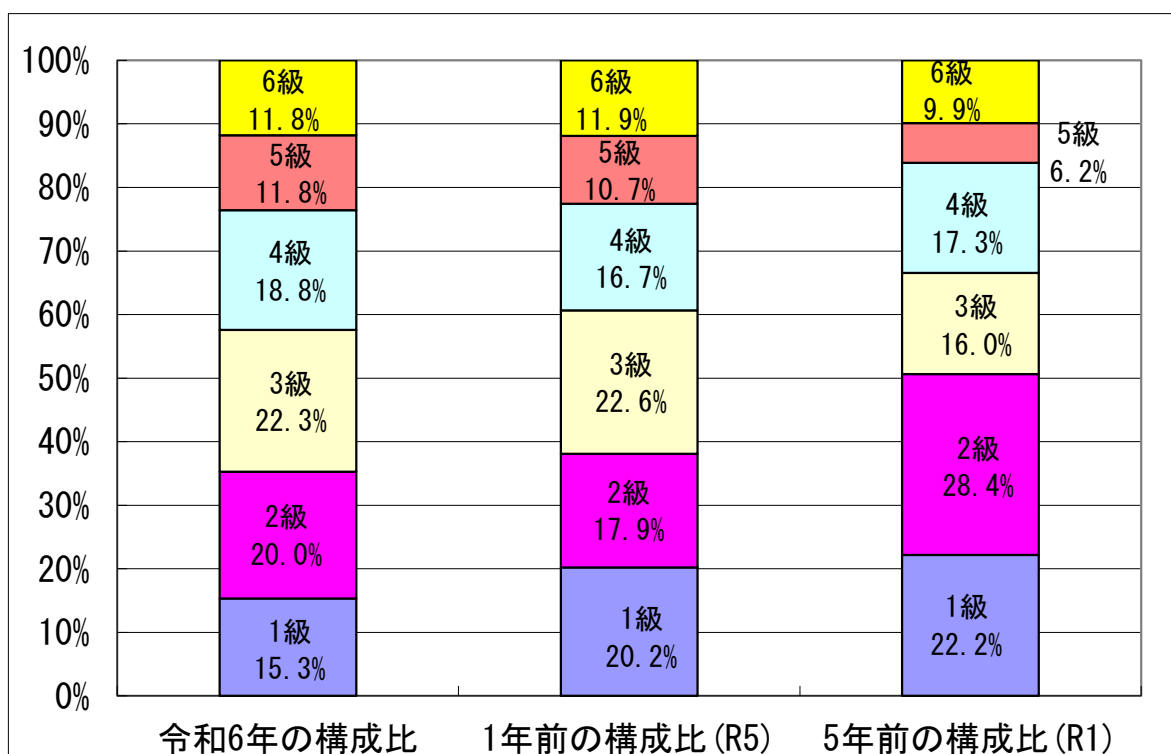
区 分		経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	301,900 円	333,400 円	370,400 円
	高 校 卒	— 円	282,600 円	362,800 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、主 事	13 人	15.3 %	163,700 円	254,200 円
2 級	主 任	17 人	20.0 %	212,000 円	311,200 円
3 級	係 長	19 人	22.3 %	245,600 円	357,900 円
4 級	主 査	16 人	18.8 %	276,900 円	389,600 円
5 級	課長補佐、主 幹	10 人	11.8 %	301,100 円	401,800 円
6 級	課 長	10 人	11.8 %	329,400 円	419,300 円

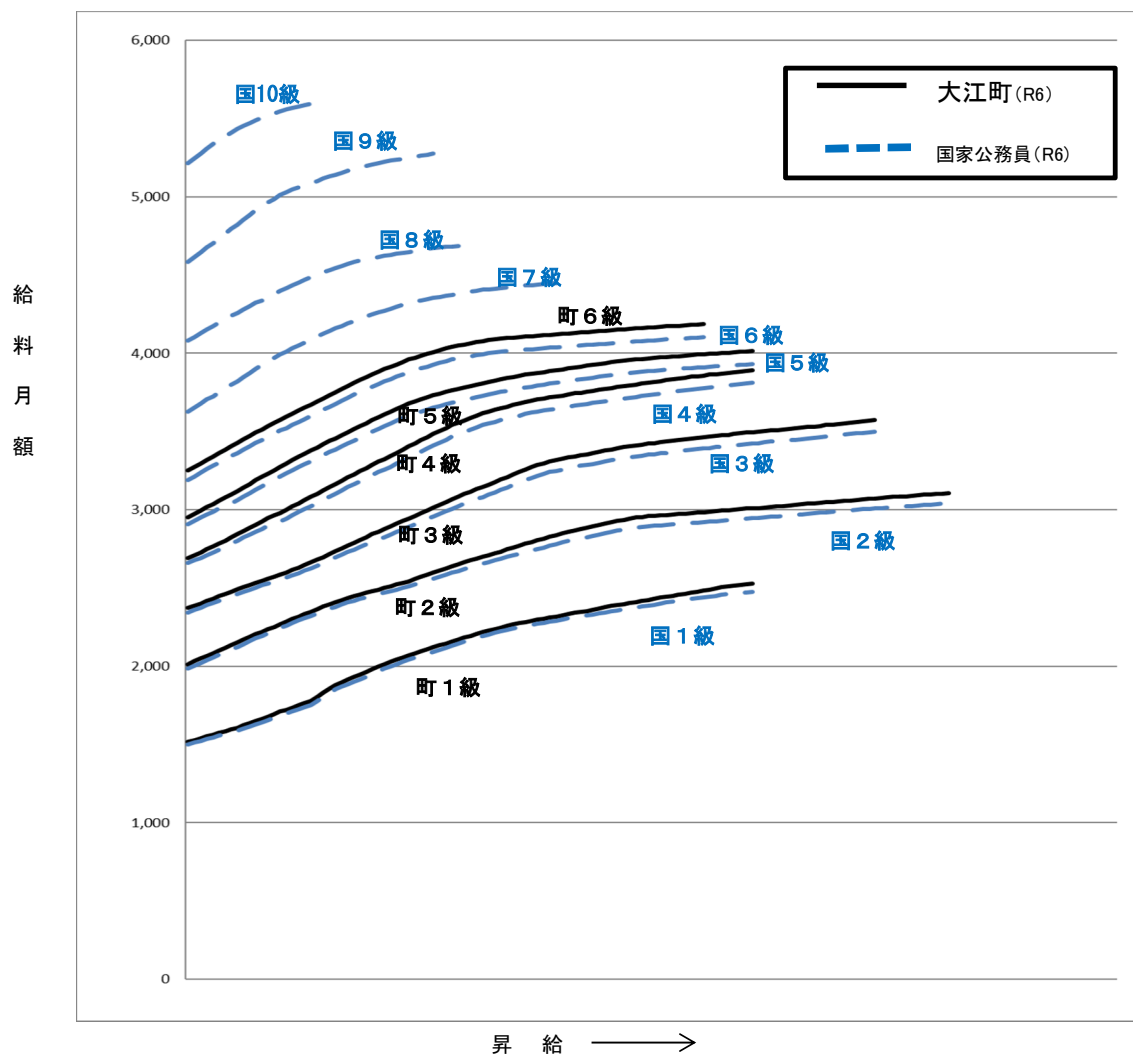
- (注) 1 大江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）

（百円）

令和6年4月1日時点



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大江町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大江町	山形県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,503 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,667 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大江町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

大江町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
1人当たり平均支給額 19,892 千円	

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

本町に地域手当の制度はございません。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	右記に従事した職員	感染症患者の救護、感染症の病原菌の付着した物件、菌を有する家畜等に対する防疫作業	0 千円	日額1,000円
行路死亡人取扱手当	右記に従事した職員	行路死亡人の処理	0 千円	1件当たり2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	15,706 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	159 千円
支給実績（令和4年度決算）	23,995 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	238 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当 ・配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円 ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		12,476 千円	249,257 円
住居手当	自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家 限度額 28,000円	同じ		4,703 千円	276,636 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給する手当 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 37,200円	異なる	交通用具使用 限度額 31,600円	5,139 千円	81,576 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給する手当（11月から3月まで、各給料日に支給） ・限度額 17,800円	同じ		7,000 千円	61,948 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・行政職給料表6表に格付けされている職41,600円 ・学校教育主幹の職41,600円	異なる	俸給の特別調整額として46,300円～139,300円を支給	5,789 千円	482,400 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	820,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
			870,000 円／	523,000 円
報 酬	副 町 長	640,000 円	700,000 円／	360,000 円
	議 長	320,000 円	928,500 円／	200,000 円
期 末 手 当	副 議 長	270,000 円	316,000 円／	170,000 円
	議 員	255,000 円	301,000 円／	150,000 円
寒 冷 地 手 当	町 長	(令和5年度支給割合) 3.25 月分		
	副 町 長	(加算措置の状況) 給料月額40%		
通 勤 手 当	議 長	(令和5年度支給割合) 3.25 月分		
	副 議 長	(加算措置の状況) 給料月額40%		
退 職 手 当	議 員	(令和5年度支給割合) 3.25 月分		
	副 議 員	(加算措置の状況) 給料月額40%		
備 考	町 長	一般職員に同じ		
	副 町 長	一般職員に同じ		
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	82万円×勤続月数×0.567	2,231 万円	任期毎又は退職時
備 考	副 町 長	64万円×勤続月数×0.331	1,016 万円	任期毎又は退職時
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

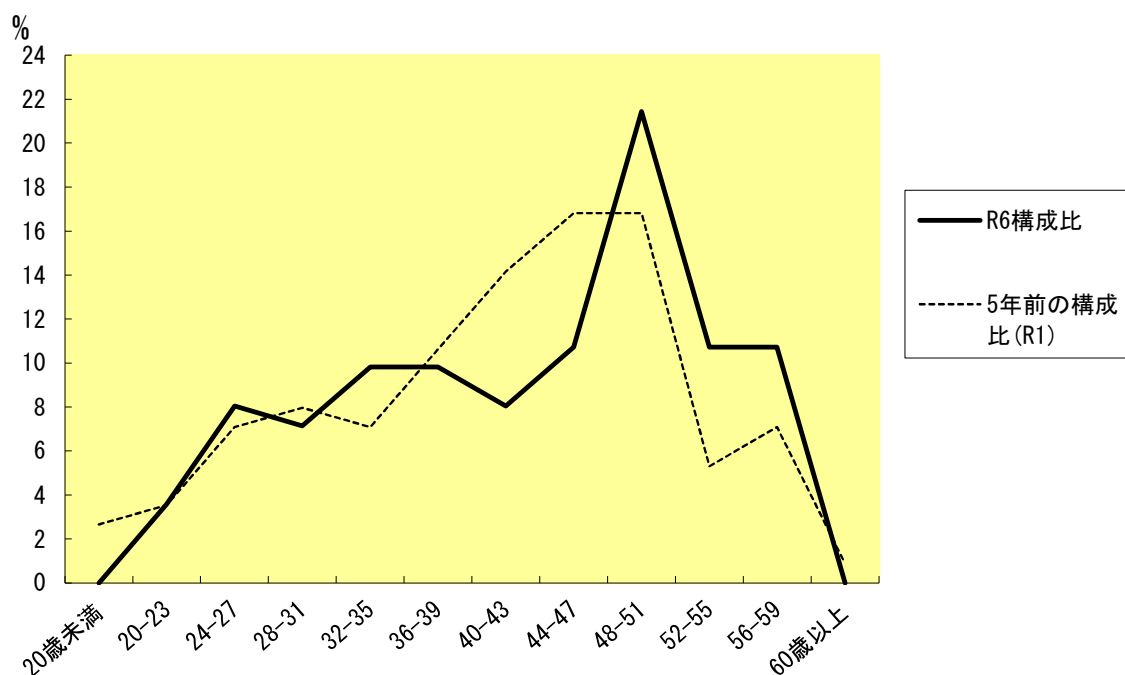
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1	業務内容による配置見直し
		総 務	29	28		
		税 務	7	7		
		農林水産	8	9		
		商 工	4	4	▲ 1	治水対策室新設による増
		土 木	11	11		
		民 生	10	10		
	衛 生	8	8			
	計	78	78	0	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 107.08 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 117.66 人)	
門	教育部門		19	20	▲ 1	業務内容による配置見直し
	小 計		97	98	▲ 1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 133.16 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 140.80 人)
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	2	2		
		下 水 道	3	3		
		そ の 他	10	10		
		小 計	15	15		
合 計			112 [137]	113 [137]	▲ 1 [0]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 153.76 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	4人	9人	8人	11人	11人	9人	12人	24人	12人	12人	0人	112人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年 度 部 門 別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	80	78	78	78	78	78	▲ 2（▲3.7%）
教 育	19	19	20	19	20	19	0（11.1%）
消 防							0
普通会計計	99	97	98	97	98	97	▲ 2（▲1.0%）
公営企業等会計計	14	15	15	15	15	15	1（7.1%）
総合計	113	112	113	112	113	112	▲ 1

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 227,854	千円 2,373	千円 15,525	% 6.8	% -20.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 5年度	人 2	千円 7,646	千円 1,327	千円 3,108	千円 12,081	千円 6,041	千円 6,119

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。退職手当負担金も含んでいない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
大 江 町	43.0 歳	356,800 円	476,758 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市除)の水道事業(簡易水道事業含)に関する数値。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大江町		大江町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,554 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,564 千円	
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	
勤勉手当 2.00 月分 (0.975) 月分		勤勉手当 2.00 月分 (0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大江町			大江町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
1人当たり平均支給額		— 千円	1人当たり平均支給額		14,828 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2～4度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

本町に地域手当の制度はございません。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	右記に従事した職員	感染症患者の救護、感染症の病原菌の付着した物件、菌を有する家畜等に対する防疫作業	0 千円	日額1,000円
行路死亡人取扱手当	右記に従事した職員	行路死亡人の処理	0 千円	1件当たり2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	570 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	285 千円
支給実績（令和4年度決算）	427 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	214 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当 ・配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円 ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		305 千円	305,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家 限度額 28,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給する手当 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用 限度額 37,200円	同じ		72 千円	36,000 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給する手当（11月から3月まで、各給料日に支給） ・限度額 17,800円	同じ		140 千円	70,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・行政職給料表6表に格付けされている職41,600円 ・学校教育主幹の職41,600円	同じ		0 千円	0 円